

令和5年度
やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金

公募要領

令和5年3月
山口県

令和5年度やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金公募要領

1 補助金の概要

(1) 趣旨・目的

この補助金は、県産木材を使用した木造非住宅建築物に対し補助することで、県産木材の利用を促進し、木材の地産・地消を図ることを目的とします。

(2) 補助対象となる建築物

山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した※¹建築業者が建築した木造非住宅建築物※²、若しくは「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築設計事務所が設計し、県内の建築業者が建築した木造非住宅建築物で、以下の①又は②の条件を満たし、かつ③を満たす建築物とします。

- ① 県内に建築する延床面積が原則、120㎡以上の木造非住宅建築物で、
 - i 及び ii の条件を満たすもの。
 - i 使用する木材使用量のうち、下地材を加えた県産木材の使用割合が原則、90%以上
 - ii 構造材における木材使用量のうち、県産木材を使用した JAS 認証木材又は優良県産木材※³、若しくはその合計の割合が原則、60%以上
- ② 県産木材使用量が50㎡以上
- ③ 交付決定時に木材の発注を行っておらず、かつ令和6年2月末までに上棟予定のもの

※1 本事業申請時に協定手続き中の者を含む(但し、交付決定までに協定締結見込みの者)

※2 木造とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部(30%以上)に木材を利用した建築物

非住宅建築物とは、戸建て住宅以外で、事業に供する目的で建築される建築物(アパート、マンション等、賃貸により収益を得る目的の集合住宅を含む)

※3 県の定める認証基準(寸法規格、含水率、強度)を満たしたことを認証された、県産木材を使用した製材品

【参考】 <https://www.mokkyou.or.jp/support/yuryoninsho/>

(3) 補助額等

区分	補助額(定額)	補助要件等	採択予定
一般	1,000 千円	上記 1 (2) の要件を満たした木造建築物	3 件
C L T	2,000 千円	上記 1 (2) の要件を満たし、かつ、構造材としての C L T 使用割合が 60% 以上の木造建築物	1 件

(4) 補助対象者（申請者）

本補助金の補助対象者は、山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築業者が県内に建築した木造非住宅建築物の建築主、又は「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築設計事務所が設計し、県内の建築業者が建築した木造非住宅建築物の建築主です。

2 補助対象経費

補助対象経費は、県産木材に係る購入費、プレカット加工費、木造化しない場合の建築工事費の差額（掛かり増し費用相当額 県産木材購入費、プレカット加工費を除く）とし、交付決定以前に建築業者から木材納入業者等に対し、発注及び支払いが行われていない経費とします。

国等の補助金との併用を認めますが、全ての補助金の総額が建築に係る費用を超える場合は対象としません。

《その他交付対象とならない事例》

- 事業終了日までの支払いが完了していない経費

3 補助金の交付

補助事業者として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業内容、実施体制に関し、条件を付されたり、予算の都合等により補助金交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

4 公募期間

【1次】：令和5年3月17日（金）～5月18日（木）

【2次】：令和5年6月9日（金）～8月10日（木）

なお、1次公募の採択件数は3件程度とし、2次公募の採択件数は1次の採択状況により予算の範囲内で決定し2次公募時においてお知らせします。

※1次公募で申請された建物は、2次公募で申請することはできません。

※事業計画書の受付期間：月曜日～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15

5 提出書類・提出先

(1) 提出書類

- ① 補助事業計画書 部数： 7部（正本1部、副本6部）
- 計画書表紙（様式1）
 - 事業計画書（様式2）
 - 経費内訳（様式3）
 - パース図、イメージ図等、完成時の状況が分かる図面
- ② 参考書類（提出は任意）
- 事業の概要を説明する資料

(2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1丁目1-1

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課

電 話：083-933-3395

FAX：083-933-3359

メール：a16700@pref.yamaguchi.lg.jp

※郵送、メール、FAX、持参のいずれかにより提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金」と記載してください。（当日消印有効）

※持参の場合は月曜日～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15の間、受け付けます。

6 審査・採択

(1) 審査

山口県が設置する審査会において書面審査を行い、その結果を踏まえ、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

(2) 審査項目

項目	評価内容
県産木材	使用量、使用状況等 ・積極的な県産木材の使用が図られているか。 ・県産木材を使用したシンボリックな建築物となっているか
	県産木材使用であることの発信 ・県産木材の持つ良さが伝わるような設計や工法行っているか。 ・建築後、県産木材を使用した建築物であることを積極的に発信しようとしているか

建築物	建築物の用途等 ・ 多数の利用者が見込める用途か ・ 設計、施工、製材等が県内事業者により行われているか
	先進性、モデル性 ・ 同じ用途の建築物において、類似の建築がなされていないか ・ 他の事業者（施主）や施工業者等の見本となるような取組か
波及効果	地域への波及効果 ・ 非住宅建築物等における県産木材の利用促進が見込めるか ・ 他の事業者（施主）や施工業者等の県産木材利用の取組を誘発するか

（３）採択結果の通知

１次公募の採択結果については６月上旬に通知する予定です。

２次公募の採択結果については８月中旬に通知する予定です。

採択された事業については、施主、事業者、建築物の概要等を公表します。

７ 事業スケジュール

事業期間

交付決定の日から令和６年２月２９日（実績報告は令和６年３月１０日必着）

１次公募

区分	山口県	補助事業者
３月１７日～５月１９日	公募期間	
５月１９日まで		事業計画書提出
６月上旬	審査委員会	
６月上旬	採択者決定	
６月中旬		補助金交付申請
６月中旬	補助金交付決定	事業開始
３月１０日まで		実績報告
３月上旬	完了検査	
３月中旬		補助金請求
３月中旬	補助金支払	

2 次公募

区分	山口県	補助事業者
6 月 9 日～8 月 10 日	公募期間	
8 月 10 日まで		事業計画書提出
8 月中旬	審査委員会	
8 月中旬	採択者決定	
8 月下旬		補助金交付申請
8 月下旬	補助金交付決定	事業開始
3 月 10 日まで		実績報告
3 月上旬	完了検査	
3 月中旬		補助金請求
3 月中旬	補助金支払	

※上記スケジュールは予定であり、変更の可能性があります。

8 事業者の責務等

(1) 交付決定の取り消し

次に掲げる行為が判明した場合は、交付の決定を取り消す場合があります。

- ① 実質的の同一内容の事業について、当該補助金の対象経費と重複する公的補助金を受けた場合
- ② やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金交付要綱又は実施要領（別添）に違反した場合
- ③ 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- ④ 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容を変更する場合は、事前に県の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止する場合は、事前に県の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに県に報告してその指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 主要構造部材の施工が完了した後、現地確認ができる期間が終了する 3 日前までに県に実績報告を行うこと。

- ⑥ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度末まで保管すること。
- ⑦ 補助事業終了後、県が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、県が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。
- ⑧ 募集開始後、本事業を委託した場合、県を委託先と読み替え適用する。

■お問い合わせ先

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
〒753-8501 山口市滝町1丁目1-1
電 話：083-933-3395
FAX：083-933-3359
メール：a16700@pref.yamaguchi.lg.jp